

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

長岡市職員倫理・行動指針で定めた職務上関わりのある者と接する際の留意事項に関する具体的な事例を以下のとおりまとめました。

利害関係者等と接する際の参考にしてください。

I 利害関係者の範囲

I-1 過去の配属先での利害関係者は、異動後は、利害関係者ではなくなるか。

答 過去の配属先での利害関係者が、その過去の配属先で引き続き利害関係者である場合は、異動後も3年間は利害関係者となる。

I-2 所掌事務の利害関係者の範囲はどこまでか。

答 課長、課長補佐であれば課全体の所掌事務、係長であれば係全体の所掌事務、担当者であれば担当する所掌事務に関わる相手方と利害関係が生じる。

I-3 報道関係者は利害関係者に含まれるか。

答 取材活動をしている記者は利害関係者には該当しない。

I-4 立入検査の対象となる事業者について、立入検査をするという意味決定から検査が終了するまでが利害関係者か、それともいつでも検査をし得るという観点から一年中利害関係者とされるのか。

答 原則としては、法令の規定により立入検査をし得る状態にあるときは利害関係者となる。しかし、立入検査の性質等によっては、立入検査をするという意味決定から検査が終了するまでの期間だけを利害関係者とする 것도可能である。

I-5 市の委託を受けて業務を行う事業者等の従業員が職員と同じ職場で勤務している場合、当該従業員は、当該委託契約の履行を監督する職員にとって、利害関係者に該当するか。

答 該当する。

I-6 人材派遣会社から労働者派遣契約に基づき派遣された派遣職員は利害関係者に該当し、課内旅行に一緒に行くことなどは、禁止行為に該当するか。

答 派遣職員は、一般には利害関係者に該当しないため、職員は派遣職員との間の行為について利害関係者との規制を受けない。

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

I-7 本市の職員採用試験を受験する者は利害関係者に該当するか。

答 採用試験は、許認可等にあたるため、願書の受理時から合否決定通知発送時まで、利害関係者に該当する。

I-8 学生時代からの友人など、私的な関係であっても、利害関係者等であれば、祝儀の受領など指針で定めている禁止行為に該当するか。

答 学生時代からの友人など、私的な関係がある場合で、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て市民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、指針で定めている利害関係者等との禁止行為には該当しない。

ただし、利害関係者等に要求して第三者に禁止行為をさせることは、私的な関係があってもできない。

I-9 I-8でいう「私的な関係」とは何か。

答 「私的な関係」とは、学生時代からの友人など職員としての身分にかかわらない関係をいう。職場での上司や同僚との関係、職場のOBとの関係、職務により知り合った関係などは「私的な関係」に当たらない。

したがって、在職中から親しくしてきた元上司や元同僚等であっても利害関係者等となった場合は、指針で定めている禁止行為が適用される。

I-10 契約を締結した事業者の下請企業や孫請企業は、利害関係者等には含まれないと解釈してよいか。

答 直接には含まれないが、契約内容の一部の事業を請け負った下請企業や孫請企業の従業員が、当該事業に関連して、職員に対し贈与、供応接待等の行為を行っていると思われる場合には、当該下請企業や孫請企業の従業員は利害関係者とみなされる。

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

Ⅱ 利害関係者等との対応

Ⅱ-1 利害関係者等から指針で示す禁止行為の働きかけがあった場合は、上司に報告することとなっているが、報告は口頭でよいか。

答 口頭で差し支えない。

Ⅱ-2 議員又は議員秘書が出席する地域要望会等の職員の出席はどうすべきか。

答 市事業に関する地域要望会は課長級以上が、縣市双方に関わる事業の地域要望会は部長級以上が出席するものとする。また、期成同盟会や県事業の竣工式など県事業に関する会合は部長級以上が出席するものとする。

なお、現地視察会、総会、懇談会、懇親会等のほか、その他各種会合等への出席の可否や対応者については、この基準を踏まえ部局長が判断すること。

※議員又は議員秘書が出席する地域要望会等（各種会合等を含む。）に職員が出席したときは、指定様式により、速やかに庁内メールでコンプライアンス課に報告すること。（様式：職員ポータル>共通書式>職員倫理関係）

Ⅱ-3 Ⅱ-1で地域要望会等に課長級以上の職員が出席する際に、運転等のため、課長補佐級以下の職員が随行することはできるか。

答 運転や記録のための随行であれば差し支えない。

Ⅱ-4 議員（秘書を含む。）の対応者は、原則、課長級以上とあるが、支所の場合は、課長補佐級である課長が対応することはできるか。

答 支所における議員（秘書を含む。）の対応者は、原則、支所長又は支所の課長とする。

Ⅱ-4-1 議員（秘書を含む。）の対応者は、原則、課長級以上とあるが、課長が不在のときは、課長補佐や係長が対応することはできるか。

答 課長が不在のときは、課長補佐や係長が対応しても差し支えない。

Ⅱ-5 利害関係者等との対応場所は庁舎内の打ち合わせコーナー等とあるが、そのような場所がない場合はどうしたらよいか。

答 本取扱いの趣旨は、公的な場所や、開かれた場所等で対応することにより、不当な働きかけへの抑止力とすることであるから、市民や他の職員など周囲の目の届く開かれた場所であればよい。

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

なお、発注事務に係る情報や個人情報などの秘密情報を扱う執務室内での対応は望ましくないが、応接スペースが執務室内にあるなど、やむを得ず執務室内で対応するときは、利害関係者等にパソコンの画面や書類が見えないようにするなど細心の注意を払うこと。

Ⅱ-6 利害関係者等との対応場所は庁舎内の打ち合わせコーナー等とあるが、現場での打合せはできないのか。また、議員のクラブ室での打合せはどうか。

答 利害関係者等との打合せ場所は、公的な場所や開かれた場所であればよいことから、現場での打合せは差し支えない。
また、公的なスペースであるクラブ室での打合せも差し支えない。

Ⅱ-6-1 利害関係者等との対応場所は庁舎内の打ち合わせコーナー等とあるが、在宅勤務において、自宅のパソコン（又は私用の携帯電話）により、Zoom等のWeb会議アプリケーションを用い、利害関係者等と打ち合わせすることはできるか。

答 自宅であっても、複数の職員が参加するWeb会議による事業者との打合せであれば、本指針の趣旨に照らして問題ない。なお、Web会議を行った場合は、在宅勤務の実績報告と合わせ、打合せの参加者、会議内容等を所属長に報告すること。また、Web会議で利害関係者等から要望等があった場合は、要望等記録兼報告書を作成すること。

※その他注意事項

- ・個人情報や秘密情報について、発言したり、画面に映りこんだりしないよう十分に気を付けること。
- ・使用するアプリケーションのセキュリティや動作に問題がないことをよく確認すること。

Ⅱ-7 上司の要望対応が公平性や緊急性を鑑みて妥当でないと考えられるとき、又は課内で対応した要望が不当な要求である可能性が高いにもかかわらず上司が部長等へ報告しないときは、どうしたらよいか。

答 まずは課内（係内）で相談し、上司に意見を伝えること。その上で上司の回答に納得できないときは、コンプライアンス相談窓口にご相談すること。

ただし、上司に意見することが困難な状況であれば、上司を通さず相談することができる。

Ⅱ-8 利害関係者等から個人の携帯電話で公務の話を受けたときは、どうしたらよいか。

答 一度電話を切り、公用電話又は庁内固定電話からかけ直すこと。
なお、このように利害関係者等から個人の携帯電話に連絡があった場合

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

は、上司に電話の内容を報告すること。(口頭による報告可)

Ⅱ-9 課の職員間で災害時に緊急連絡ができるように課のLINEトークグループを作成したいが、業務に関することを私用携帯で連絡してよいか。

答 指針ではあくまで利害関係者等との個人所有の携帯での連絡を禁止しており、業務に関する職員間での連絡に使用することは差し支えない。

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

Ⅲ 利害関係者等との間における禁止行為

～金銭、物品の贈与～

Ⅲ-1 利害関係者等から歳暮等の物品が送付されたときは、どのような措置をとればよいか。

答 すぐに相手方に返送すること。

Ⅲ-1-2 消防団員全員に対して職務上の利害関係者等が差し入れを行った飲食物（缶コーヒー等）をもらう行為は禁止行為に該当するか。

答 消防団員の職務として参加した会議等における茶菓など簡素な飲食物の提供を利害関係者等から受けることについては、禁止行為に該当しない。

Ⅲ-2 結婚披露宴の際、配偶者や父母との関係に基づき出席した者（あなたにとっては利害関係者）から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは可能か。

答 差し支えない。葬儀についても同様に配偶者や父母との関係に基づき利害関係者が持参した、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることは差し支えない。

Ⅲ-3 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品は受け取ってよいか。

答 市民の疑惑や不信を招くおそれがないため、差し支えない。

～金銭の貸付け～

Ⅲ-4 金融機関が利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付けを受けることは可能か。

答 市民の疑惑や不信を招くおそれがないため、差し支えない。

～酒食等のもてなし～

Ⅲ-5 利害関係者等との飲食は割り勘であればよいか。

答 職員が自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合（割り勘の場合）については、指針の禁止行為（「酒食等のもてなしを受けること」）に該当しない。ただし、市民の疑惑や不信を招くおそれがないことが前提である。

Ⅲ-6 利害関係者等との飲食の際、懇親会費が定められている場合は、会費を負担すれば問題ないか。

答 飲食における会費を支払った場合であっても、その負担額が十分ではな

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

く、実際の費用との差額分を利害関係者等が負担した場合には、利害関係者等からその差額分の供応接待を受けたこととなり、禁止行為に該当する。そのため、支払った会費が利害関係者等からの補填分を除いた額で設定されていないか主催者等に確認し、実際の費用を負担する必要がある。

Ⅲ-6-1 職務上の利害関係者である消防団OBが参加する消防団の歓送迎会等について、会費は定められているが、実際の費用との差額を利害関係者である消防団OBが負担しているような場合に、消防団に加入している職員が規定の会費を負担して参加する行為は禁止行為に該当するか。

答 飲食における会費を支払った場合であっても、その負担額が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者等が負担した場合には、利害関係者等からその差額分の供応接待を受けたこととなり、禁止行為に該当する。そのため、支払った会費が利害関係者等からの補填分を除いた額で設定されていないか主催者等に確認し、実際の費用を負担する必要がある。

ただし、職員以外の出席者も同額の会費であることから、消防団という組織全体に対する金銭の支払いであり、特定の職員に対しての便宜供与でないことは明らかであるため、市民の疑惑や不信を招くおそれはなく、既定の会費を負担し、出席して差し支えない。

Ⅲ-6-2 利害関係者である医師会が主催する会合について、医師会が会費の一部を負担し、実際の費用より少ない額の会費が設定されている。出席者は約130名で、市職員のほかに、病院やケースワーカー、介護等の様々な分野の団体から関係者が出席する。市職員に限らず、出席者の全員の会費が一律であるが、既定の会費で出席することは禁止行為に該当するか。

答 Ⅲ-5、Ⅲ-6のとおり、利害関係者等との飲食は、適正な負担額による割り勘が原則である。

しかしながら、全体の出席者が大人数、かつ、主催団体以外の関係者が多数おり、出席者に占める本市職員の人数は少なく、全員が一律の会費であることから、当該会合が主催者による市職員に対しての便宜供与でないことは明らかである。また、本市の業務を推進するにあたり、連携を図る必要がある関係団体と公式な場において飲食を共にすることは、市民の疑惑や不信を招くおそれはない。

以上のことから、既定の会費により出席することは差し支えない。ただし、利害関係者等との飲食である以上、必要最小限の参加人数とすべきである。

Ⅲ-7 所掌事務に係る契約の相手方や相手方となり得る事業者と個人的に飲食を共にしても差し支えないか。

答 契約の相手方や相手方となり得る事業者と個人的に飲食を共にすることは、市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから認められない。なお、このケースは、私的な関係がある場合であっても認められない。

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

Ⅲ-7-1 所管する業務の一部を業務委託し、委託業者の従業員が職員と同じ職場で勤務している場合、従業員は利害関係者となると思うが、割り勘であれば飲食を共にしてもよいか。

答 契約の相手方と個人的に飲食を共にすることは市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから認められないが、職場で勤務している委託業者の従業員は、その委託業者の契約担当部署とは関係のない部署の従業員であるため、市民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられることから、割り勘であれば、飲食を共にしても差し支えない。

Ⅲ-8 利害関係者等が喪主となっている葬式に会葬した際、通夜ぶるまいの食事の提供を受けることは可能か。また会葬御礼の品物や香典返しを受領することは可能か。

答 会葬や香典に対する返礼であり、他の会葬者と同様のものであれば、市民の疑惑や不信を招くおそれがないため、差し支えない。

Ⅲ-9 利害関係者が主催する会議に職務として出席した場合、利害関係者が負担する昼食（1,000円程度）の提供を受けることは可能か。

答 差し支えない。職務として出席した会議等における茶菓や弁当などの提供を受けることについては、禁止行為に該当しない。

Ⅲ-9-1 町内会が主催し、議員等が出席する地域要望会に職務として出席した際に、町内会役員が負担する昼食（1,000円程度）の提供を受けることは可能か。（議員や職員の昼食代は、町内会役員の昼食代1,500円から捻出される。）

答 職員の昼食代が町内会の出席者が負担する昼食代から捻出されるといった実態を踏まえると、職員自らの昼食代は、負担すべきである。利害関係者等からの昼食の提供を受けることについての基本的な考えは、Ⅲ-9のとおりであるが、職員以外の出席者の顔ぶれやその他の事情によっては、個別に判断する必要がある。

～未公開株式～

Ⅲ-10 利害関係者に該当する民間企業の役員が新たに株式会社（株式未公開）を設立するにあたり、職員が出資して当該株式会社の未公開株式を取得することや、会社（株式未公開）が新たに株式を発行するにあたり、職員が株式を取得することは禁止行為に該当するか。

答 原則として禁止行為に該当する。ただし、不特定多数を対象とする公募の場合については、一般の者と同じ条件で募集に応じるものであることから、禁止行為に該当しない。

長岡市職員倫理・行動指針 Q & A

～ゴルフ・旅行～

Ⅲ-11 利害関係者等が参加するゴルフ場等が主催するゴルフコンペに参加することはできるか。

答 指針で禁止しているゴルフは、職員が利害関係者等と打ち合わせて一緒にゴルフをするようなケースである。

たまたま利害関係者等が参加していたゴルフコンペに参加することは差し支えない。遊技も同様に考えてよい。

Ⅲ-12 町内会の親睦旅行が開催され、参加者の中に利害関係者等が含まれることが予想される。この旅行に参加することは可能か。

答 参加して差し支えない。

本件は町内会が主催し、多数の参加が予想されるものであること、参加者は他に誰が参加するか事前には特定できないことから、個別の利害関係者等と旅行を共にする意図を共有している場合を除き、市民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられる。

～その他～

Ⅲ-13 消防団の分団長や部長となっている職員が、選挙期間中に議員に頼まれ、街頭での手ぶり活動に所属団員を参加させるよう調整を図る行為は禁止行為に該当するか。

答 公職選挙法では、地方公務員がその地位を利用して、投票の周旋勧誘、その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせることを禁止している。消防団員は地方公務員法による地方公務員（特別職）に該当するため、市職員はもとより、消防団員についても、その地位を利用して当該行為を行うことはできない。